

92-J-9

戦後日本の貿易自由化

原 朗
(東京大学経済学部)

1992年9月

本稿は東京大学経済学部と中国社会科学院経済研究所との日中学術交流会議（於北京、1992年10月）において報告する論文であり、未定稿のため引用は差し控えられたい。

中国の経済体制改革は、対外開放と密接に関連して遂行されてきた。この改革と開放のうち、主として改革の側面を念頭におきつつ、1988年のこの会議で、私は戦後日本経済の最初の10年の歴史の中で、統制経済から市場経済への移行に関連する諸問題に重点をおいて報告した。今回の会議では、主に対外開放の側面を念頭に起きつつ、戦後日本の次の10年の歴史的経験を取り上げて報告したい。現代日本の歴史的経験のなかで対外開放に関係するものとしては、まず占領下の国営貿易から民間貿易への移行と単一為替レート設定にかかわる諸問題があり、ついで1960年代以降の貿易自由化に関する諸問題、さらに1967年から70年代前半にかけての資本自由化に関する諸問題がある。今回は、このうち貿易自由化の経験を中心に考察する。

戦後日本の対外経済関係の変化についてみると、まず占領下の45年12月に貿易庁を設置して政府機関を通ずる一元的な国営貿易を開始してから、47年8月に外国輸入業者の入国を許可し日本輸出業者との一定品目の輸出契約を許可して民間ベースによる貿易再開に着手した。ドッジラインにより単一為替レートを設定した上で、為替管理の暫定的権限を占領軍から日本政府に移管し、49年12月に制定された外国為替及び外国貿易管理法のもとで、同月から民間ベースの輸出を、50年1月から民間ベースの輸入を正式に再開し、外貨予算制度による強力な輸入制限を維持しつつ、50年3月の輸出信用保険法制定、同年12月の日本輸出銀行法公布に始まる輸出奨励政策のもとで輸出拡大につとめる時期があった。50年5月には外資法、6月には外国為替管理令が公布され、52年4月の対日平和条約発効とともに貿易・為替管理権は日本政府に移管され、同年8月にはIMFと世界銀行に、55年9月にはGATTに正式加入して国際経済社会に復帰した。1960年代に入って輸入制限を徐々に撤廃していく貿易自由化の時代に入り、ついで1967年から70年代前半にかけて資本自由化の時代に進んだ。この間、日本経済は高度成長を達成して輸出も世界貿易のほぼ2倍の速度で急成長し、アメリカや西欧諸国との間で貿易摩擦が問題となる時代にまで移行した。この報告では、以上の経過のうちから貿易自由化の時代に焦点をあてて、

その経過を整理することによって戦後日本経済の歴史的経験の中で対外経済開放が果たした役割を再考してみたい。

2

まず貿易自由化の経過をふりかえると以下のごとくである。1958年12月に英、仏、西独など西欧11カ国が通貨の交換性回復を発表し、これに伴い50年7月以降の欧州決済同盟（EPU）を解消させ、欧州通貨協定が発足した。59年1月1日からEECの第1回域内自由化が実施され、59年夏までに西欧諸国通貨のほとんどが対外交換性を回復した。西欧諸国は1950年代前半から域内自由化を進め、50年代後半には対ドル地域に対する自由化を進めていた。他方、アメリカの国際収支が悪化してドルの流出が際だって増加し、また日本の貿易収支は改善されてきた。1953年に5.2億ドル、58年に8.6億ドルであった日本の外貨保有高は59年に13.2億ドル、60年に18.2億ドルに増大した。59年の日本の対米輸出が急速に増大して戦後初めて輸出超過を記録した事情が重なって、59年10月のIMF総会では日本に対し貿易為替自由化が要請され、同月のIMF年次協議（コンサルテーション）でも輸入自由化要請が日本に集中し、続いて開催されたGATT第15回東京総会では、アメリカ代表が日本の輸入制限撤廃を強く要望した。

しかし、当時の日本では貿易自由化を第二の黒船襲来ととらえ、自由化に反対するかあるいは消極的な反応を示すものが多く、自由化慎重論の方が優勢であった。外貨準備がなお十分でないことから国際収支の不安があったこと、農業や地下資源産業の保護、技術的後進性に基づく新規産業の保護など各種の要因もその背景にあった。日本産業の国際競争力の弱さが強調され、合理化の徹底の必要が主張され、農業・中小企業の近代化が強調された。とりわけ、重化学工業の輸出競争力強化の必要が強調された。輸入貨物外貨予算に占める自動承認製品目（AA制、Automatic Approval System）の比率を示す自由化率は1959年度上期外貨予算で33.3%、下期外貨予算で31.5%であった。

通産省は59年1月に貿易自由化対策委員会を設置して検討を始めたが、その基調は自由化に関する情勢を慎重に判断しつつそれに備えて国内の産業体制の

輸入自由化率の推移

	日本の輸入自由化率		西欧諸国の輸入自由化率	
	日本方式	OECE方式	対OECE地域	対ドル地域
1950			56	-
51			65	
52			66	-
53			71	
54			81	44
55上	16.4		84	
下	16.2			
56上	19.9	22	89	54
下	20.7			
57上	23.8	31	83	61
下	21.0			
58上	24.9	33	83	64
下	28.8			
59上	33.3	34	90	73
下	31.5			
60上	40.1	41	91	75
下	43.6	44		
61上	57.2	62	94	
下	60.6	68		
62上	64.2	73		
下	75.5	88		
63上	79.3	89		
下		92		

64上	93弱
65下	93強
70上	94弱
71下	95弱
72上	97弱

整備をはかるというものであった。

経済団体連合会は、59年5月総会の「貿易自由化の世界的趨勢に対処すべき財界の決意と基本的要望に関する決議」を公表して自由化に積極的な姿勢を明らかにした。59年8月に有澤広巳・中山伊知郎ら8名が自由化に関する提言を公表し、綿花・羊毛・鉄屑を即時自由化して自由化率を60%に引き上げること等を提言した。10月には経済同友会が「貿易為替自由化に関する提言」で自由化推進論を公表し、11月の経団連評議員会決議「為替・貿易の自由化についての決意」は自由化の推進とともに財界の要望を明らかにし、さらに60年2月に自由化対策特別委員会を設け官庁や各業界からの要望を聴取してこれを取りまとめ、設備耐用年数短縮・特別償却制度・重要物産免税制度など各種の減税制度の拡充要求、金利引き下げ、設備更新への政府助成、国内産業秩序維持のための独占禁止法改正や単独立法、輸入取引秩序確立のための輸出入取引法の改正、外資導入と外資法改正、関税改正など盛りだくさんな要求を「自由化に対する意見」として政府に提出した。輸入制限という単純な国家統制を撤廃する自由化に際して、多岐にわたる各種の国家による産業保護や独占の制度的承認が要求されたのは興味深い。

59年9月の経済閣僚懇談会は、FA制（外貨資金割当制 Foreign Exchange Allocation System）10品目（鉄屑・銑鉄・アバカ繊維・石膏・牛脂・ラード・大豆・銅合金屑・ラワン材・牛皮）のうち銑鉄をのぞく9品目を1960年内にAA制に移行し自由化する方針を決定した。続いて59年11月、GATT総会中に政府は銑鉄をも含めて10品目の自由化を半年繰り上げて60年上期中に達成し、さらに対ドル地域輸入制限180品目の自由化を決定して、本格的な自由化推進に踏み切った。12月末には原綿・原毛の61年4月からの自由化も発表された。

59年12月に有澤広巳・脇村義太郎・稲葉秀三ら6名の総合政策研究会は「貿易為替自由化への提案」で政府と業界の自由化への足踏みを批判し、3段階に分けて自由化の日程を提案した。第1段階は60年4月までに自由化率70%、第2段階62年3月までに85%、第3段階64年3月までに95%、それぞれ具体的に自由化品目をあげ、貿易外経常取引・為替についても3段階にわけて規制の緩和・全廃の計画を示した。

60年1月に閣議で内閣総理大臣を議長とし首・外・蔵・農・通産各相・企画庁長官・官房長官・日銀総裁・自民党政調会長で構成される「貿易為替自由化促進閣僚会議」と経済企画長官を議長とする「貿易為替自由化促進連絡会議」の設置が決定され、「貿易及び為替の自由化の促進について」という基本方針が発表された。同時に、3年以内に自由化を完了したいとの方針も経済企画庁長官から明らかにされ、5月末をめどに自由化計画を作成することとされた。4月からコーヒー豆、ニッケル鉱石など586品目が自由化され、自由化率は41%となった。通産省は60年2月に原皮の7月自由化を、3月に「貿易為替自由化の基本方針」を発表した。

60年6月に貿易為替自由化促進閣僚会議は「貿易・為替自由化計画大綱」を決定し、当時41%であった輸入自由化率を3年後に80%、石炭・石油を自由化した場合は90%とすることを目標とした。この自由化計画は、1年以内の早期に自由化する品目、早急には自由化できないが3年以内の近い将来に自由化する品目、現状では自由化に問題があるが所要の時日をかけて自由化する品目、自由化が相当期間困難な品目の4種類に品目を区分し、原材料部門については原材料コストの引き下げを全部門に効果を波及させるため早期に自由化を実施し、国際競争力のあるものや国産品との競合度の低いものについても自由化し、育成段階にある幼稚産業については育成効果を考慮しつつ自由化時期を決定するものとされた。とくに機械類のうち技術開発途上のものについてはそのほとんどが時日をかけて自由化するものに位置づけられた。為替自由化は経常取引を2年以内に原則として自由化することとされた。大綱では自由化にともなう過渡的な混乱の防止のため企業の協調体制の整備を図り企業規模拡大・専門生産体制確立・設備投資調整・原材料購入合理化を図るとの対策も強調された。通産省は同月の「為替・貿易自由化について」の品目別自由化対策で所管産業

へのヒアリングに基づく対策をまとめている。

4月には1443品目であった自由化品目に加えて牛皮、貴石、無水フタル酸など61品目を追加して1504品目、自由化率42%とした。

60年7月にIMFは対日コンサルテーションを行い、9月のIMF理事会は「日本の国際収支は自由化のスピードアップを許容するほどのものとなるであろうことを確信する」として完全自由化への勧告は見送られ、8条国移行の対日勧告を1年間延期することを承認した。

10月に銑鉄、ココア豆、亜鉛鉱石など481品目を追加し、自由化率は44%となった。61年4月に原綿・原毛、自転車・オートバイ、バス・トラック、ラジオ、ミシンなど660品目が追加され自由化率は一挙に62%となり、同年6月には貿易自由化に対処して大改正された関税が実施された。これまで輸入統制のかけで半ば眠っていた関税の機能が自由化の実施により復活したのである。戦前以来一定で大まかに過ぎた関税品目表を国際的な標準であるブラッセル関税品目分類表BTNに変更し、占領下の1951年に定められた低率の関税率を自由化におうじて大改正し、関税制度が情勢変化に柔軟に対処しうるよう緊急関税・関税割当(タリフ・クォータ)などの特殊関税制度を設け、従量税率を大量に復活させたものであった。7月に普通鋼鋼材・インスタントコーヒー・大豆など112品目が追加されて自由化品目は2757品目に増加し、自由化率は65%となった。このときまでに原材料は石炭・石油・銅などをのぞいてほぼ自由化が完了し、「計画大綱」で早期に自由化するとしたものはほぼ完了し、3年以内に自由化するとしたものもアルミニウム・アセトンなど相当の品目が自由化された。6月のIMF対日年次協議で、日本側は61年度国際収支の赤字化を理由に8条国移行勧告の1年延期を求めたが、その見返りとして62年9月末までの90%あるいは95%自由化を要求され、7月に閣議で貿易自由化計画を予定より半年繰り上げ、62年9月末までに自由化率を90%に引上げることが了解された。この時点での非自由化品目35%の内訳は、原油が11.47%、石油製品が1.94%、石炭が2.64%、機械が9.62%、食料が4.92%であった。8月にアメリカは16項目の自由化要求をおこない、レモン、金属工作機械、トラクター、鉱山・建設・産業機械、電気機械、自動車、事務用機械、試験機器、スポーツ着、食料、写真用品・テープレコーダー、家庭用電器、工業用ミシン、エアコンディショ

ナー、医薬品について強力に自由化を要求した。9月にはさきの方針に基づき62年9月90%自由化を内容とする「貿易為替自由化促進計画」が決定された。この促進計画に入らなかった残り10%にあたる約120品目は、乗用車・大型工作機械・大型発電機・電子計算機・硫安・石炭・銅・鉛・亜鉛・米・麦・砂糖・酪農製品などが含まれていた。61年10月に自由化品目は時計・チタン・銀など500品目追加されて3257品目、自由化率68%となったが、同月のGATT対日輸入制限協議会では日本の自由化計画は控え目すぎると批判され、早急に自由化を進めるよう要請されている。11月には第1回日米貿易経済合同委員会が開かれて貿易自由化促進が強力に要求され、またアイゼンハワー大統領の緊急ドル防衛対策が発表されて、ここでも貿易制限の除去が要請された。自由化品目は12月にステンレス鋼・洋服など170品目追加されてSITC品目分類総数4120のうち3427品目、自由化率70%となった。1960年における自由化品目数は542、1961年には1441であった。

1962年4月にポジティブリスト方式からブラッセル関税品目分類によるネガティブ方式に移行し、特殊鋼・靴下・椰子油など8品目を自由化した結果、非自由化品目数は492、国家貿易品目・安全保障関係品目・麻薬・放射性物資などGATT上合法的な輸入数量制限品目25を差し引いていわゆる残存輸入制限品目数は466、自由化率73%と算定された。

90%自由化を公約していた62年10月の自由化を控えて、各種業界からは自由化延期攻勢が強められ、10月には原油など230品目を自由化し残存輸入制限品目数232としたが、自由化率は88%にとどまり90%を達成できなかった。しかし10月自由化は、自由化率を73%から88%に一挙に引き上げ、それまでの自由化では自由化による打撃が比較的少ない原材料と問題の少ない工業品に限られていた自由化品目を、問題のある品目にまで拡大し、自由化により著しい打撃がある場合をのぞきその他のものはすべて自由化するという方針がとられた。この10月自由化時点までに自由化された品目は、その産業の国際競争力につき配慮すべき問題点についての対策が一応解決されたものであり、10月以降も残存輸入制限品目として残ったものはなお対策が未解決だったものであった。これらを大きく分類すれば、農産物・鉱産物など自然条件・産業構造上の事情から自由化困難なもの、重化学工業のうちなお育成過程にあって国際競争力が弱

いもの、自由化のためになお各種の対策をとる必要のあるもの、及び対日35条援用など西欧諸国の対日差別撤廃のための交渉材料として自由化が延期されているものなどである。〔石山力「自由化の進展と産業別問題点」(『通商産業研究』第10巻第11号、1962・12)〕

その後の自由化品目は62年11月にセーター・安全かみそり刃など8、63年4月にバナナ・銅塊など25で自由化率89%、6月にフェルト帽子・アコーディオンの2、9月に砂糖・蓄電池など35品目とすすめられて残存輸入制限品目数は155品目、自由化率92%となってようやく90%の公約を達成した。60年から63年にかけて自由化はこのように急速に進行したが、64年以降69年までの1960年代後半には輸入制限品目の減少はごく少なく、自由化率も64年末の93%弱から65年10月の93%強になって以降あまり上昇しなくなった。ただし、65年8月に長年の懸案であった乗用車の自由化を10月から実施することが発表されたことは注目される。

貿易自由化に伴う国際競争力強化のための産業政策が61年4月に通産省に設置された産業構造調査会で検討され、同調査会産業体制部会が中心になって立案された特定産業振興臨時措置法案が63年3月に国会に提出された。同法案は、合金鉄・特殊鋼・自動車・自動車タイヤ・石油化学などの特定産業について振興基準を定めて産業活動の効率化のため資金供給や税制上の優遇措置をとり必要な場合は共同行為を実施できるとしたものであるが、反対意見が強く3回国会に提出されながら64年に廃案となった。

1962年11月のIMF対日年次協議に基づき、63年2月のIMF理事会で、日本は国際収支を理由とする為替制限の継続を認められないとのいわゆる8条国移行勧告を受け、64年4月から8条国となり、同時に外貨予算制度および自動割当制度を廃止した。また日本は8条国移行勧告と同時にGATTでは自動的に輸入制限資格を喪失し、63年2月にGATT11条国の義務を受諾した。

8条国移行と同じ64年4月に日本はOECDに加盟し、貿易外取引と資本取引に関する自由化の義務を負うこととなった。企業の新設や既存企業の株式取得に関する資本自由化については詳しく立ち入らないが、簡単にその経過のみを見ておくと、1967年7月の第1次資本自由化により開始され、69年3月の第2次自由化、70年9月の第3次自由化、後述する71年4月の自動車自由化をへ

て、71年8月の第4次自由化で新設企業50%自由化が原則となり、73年5月の第5次自由化で新設・既設ともに100%自由化へと進められた。

1970年から72年にかけて、輸入制限品目数は再び目立って減少をみせ、1969年10月の118から72年4月の33へと急速に減り、自由化率は70年2月に94%弱、71年6月に94%強、同年10月に95%弱に、さらに97%弱へとたかまった。以後、1975年12月に残存輸入制限品目は鉱工業品で5、農産物で22、合計27まで縮小し、86年4月まで変化せず、73年以降は自由化率も計算されなくなった。この間、注目される動きとしては電子計算機の自由化が進められたことがあげられる。72年2月に周辺装置の輸入自由化、4月の関税引き下げ、7月の技術導入自由化に続き、73年4月に100%資本自由化の時期を75年12月、6月に本体の輸入自由化時期を75年中とした。

70年代後半からは、非残存輸入制限品目の自由化が小刻みに進められたが、労働安全衛生法の改正や野性動植物に関するワシントン条約の批准など関連諸法律の改正に伴う品目数の増加もあり、非自由化品目数は84から73の間を前後し、取り立てて注目すべき自由化品目も見られなくなった。

3

日本の貿易自由化は西欧諸国に比べれば遅く始まったが、いったん始められてからのテンポは相当急速なものであった。それは当時の日本の産業が一般に憂慮されたよりも相対的に強い競争力を有していたことを示すといつてよい。1960年7月に通産省が各種企業468社に対して行った自由化に関するアンケートでは、早急に自由化を希望するものは4.9%にすぎず、品目ごとの国際競争力についても3年以内に国際競争力を持ちうるとするものが約20%、6年以上を要するとするものが約35%であったとされるが、それよりさき1960年5月に公表された金融財政事情調査会の調査によれば、貿易自由化による影響度が大きいものは鉱工業のうち14.4%、影響度中が15.2%、影響度小が70.4%で、鉱工業生産の大半は自由化による輸入品との競争で直接脅威を受けず、日本産業の競争力は一般に想定されているよりずっと強いとの結果が示された。影響度大で自由化の場合相当に不利な影響を被ると考えられる産業は石炭・金属鉱

業、鉄鋼業のうち特殊鋼・フェロアロイ、金属で電気銅・ニッケル、機械で工作機械・圧延機械・化学機械・建設機械・工業計器・乗用車、化学でソーダ工業・タール工業・発酵有機合成品・油脂工業、溶解パルプ、バター製品、石油石炭製品、影響度中で競争力がやや不利な産業は銑鉄・鉛垂鉛・一般機械・ゴム工業・紙パルプ工業・時計、影響度小で競争力に不安のない産業は鉄鋼・電気機械・トラック・バス・鉄道車両・造船・精密機械・窯業・肥料・無機薬品・合成樹脂・爆薬・アルミニウム・油脂製品・塗料インキ・写真フィルム・繊維・製材・食品・非金属鉱物があげられた。〔佐藤真住「総括」(金融財政事情研究会『自由化と日本産業の課題』1960年、68頁)〕

貿易自由化を迎える日本経済の競争力と成長力を分析した1960年度の経済白書は、産業別にみた国際競争力について次のように述べている。国際競争力をかなりの程度に備えた産業としては、繊維1次製品・衣類・合板・陶磁器・雑貨・普通鋼・船舶・カメラ・ミシン・繊維機械・鉄道車両・セメント・塩化ビニル樹脂など、資源基盤が劣弱で国際競争力が乏しい産業として石炭・非鉄金属・パルプ・ソーダ、将来産業発展の可能性はあるが競争力が未成熟のものとして重化学工業があげられ、そのうち国内市場で外国品と対抗できるものとしてテレビ・ラジオ・ベアリング・農業機械・建設機械・トラック・バス・鉄道車両・二輪車・三輪車・肥料・塩化ビニル・尿素樹脂・メタノール・ホルマリン、市場の狭隘性や技術の後進性から競争力が培養されなかった産業として特殊鋼・化学機械・工作機械・圧延機械・計測機器・乗用車、新産業のためまだ十分競争力がついていない産業として石油化学・合成繊維・電子工業・オートメーション機器・計算機等が指摘されている。

ドッジライン以降、1950年代前半に合理化計画がすでに相当進められていたことが、1960年代初頭における急速な貿易自由化進展の前提となっていたのである。鉄鋼業では51年度を初年度とする第1次合理化3か年計画が圧延関係の老朽設備の近代化設備による置き換えを主眼として55年度まで継続され、ついで56年度から銑鋼一貫の新工場建設を主眼とする第2次合理化計画は実施された。機械工業の中心であった造船業では、52年頃から54年にかけて電気溶接法への転換とブロック建造法への転換が進み、自動車工業でも51年頃からトラック・バス部門の合理化が進み、乗用車部門国産化への基礎がためが行われた。

56年 6月の機械工業振興臨時措置法は、特定の機械工業につき合理化基本計画を定め、合理化資金の確保や共同行為の実施について優遇措置を定めた。化学工業では53年から硫安合理化5か年計画が実施されていたが、通産省は55年6月に合成樹脂工業、7月に石油化学工業の育成対策を省議で決定し、石油化学については57年から60年までの第1期計画で4つのコンビナートが建設され、61年から63年まで後発5センター建設を含む第2期計画が実施された。電力業では53年度を初年度とする電源開発5か年計画によって巨大な設備投資が行われた。

周知のように、ドッジラインによる通貨安定期における緊縮政策の強力な遂行は産業の合理化を強制したが、合理化の推進によって得られた一定程度の国際競争力が、自由化の前提となり、それが貿易自由化措置に対応してさらに強化されていくことが可能となったのであった。経済成長期においても、継続的な産業合理化がひきつづいて行われていったことは、貿易自由化の一つの効果であったといってもよい。合理化と自由化の関係は、その意味では昭和恐慌期の合理化と1930年代における輸出の増大との関係に部分的に類似したところがある。しかし1930年代の日本の輸出急増がブロック化を激化させていったのに対し、1960年代の世界貿易は自由化を基調として拡大を続け、そのことが日本経済の高度成長にとって大きな意味を持ったのである。

自由化による国際競争圧力の強化は、たんに国際的競争が激化したことを意味するだけではない。それは同時に国内における企業間の競争が強化されることを意味したのである。自由化問題は国内問題でもあって、原料部門と加工部門、エネルギー産業とエネルギー消費産業、斜陽産業と主流産業など国内資本間の対立の問題であり、産業間でも、同一産業の諸企業間でも自由化を契機として激しい競争戦が展開されたのである。国際競争力をつけるために構想されたカルテル強化策は、自由化に対処するために必要な前提として考えられ、また民間企業側から要求されもしたのだったが、いったん自由化過程が進行し始めると、国際競争に対処するための企業合理化努力の競争が同時に国内競争の激化となって、カルテルやカルテル助成政策のもつ意味を相当大きく変えて行くことになったことは注意されなければならない。

貿易自由化は、産業構造の高度化政策、あるいは重化学工業化政策と結び付いていた。戦後日本の産業構造との関連で、自由化の経過に関しとくに注目を要する品目として、繊維産業については61年4月の原綿・原毛、石炭産業に関連して62年10月の石油、その後の日本の産業構造の中核をなすことになる自動車工業については65年10月の乗用自動車、および最後まで保護が続けられかつ高度情報産業技術の中核に位置している73年6月の電子計算機の4つが重要である。

繊維原料としての原綿・原毛は、1957-8年に輸入総額の20%弱を占める比重を持っていた重要品目であった。天然繊維業界は原料が100%の海外依存で国内に競合産業はなく、かつその製品についてはきわめて強い国際競争力があり国内市場を外国製品により荒される心配はまったくなく、自由化問題とは大局的にみれば国内問題であった。原綿・原毛の輸入割当は、保有設備割当と原綿輸出リンク割当に従って行われ、この輸入割当を基礎として繊維工業設備臨時措置法による設備規制の実効が確保され、紡績業内における綿・毛・人絹・スフ・合成繊維の「村区分」とよばれる業界秩序が成立していた。このため原料割当が一つの権利となり、安値輸出の強行による割当獲得や割当外貨の横流しによるプレミアムの取得などの現象がみられた。58年12月に日本紡績業会は原綿輸入のA A制漸次移行に賛成することを決定したが、その後とくに動きはなく、59年8月に通産省通商局は59年度下期紡績用原綿外貨予算割当の50%を生産者割当から商社割当に変更する案を提出した。これに対し紡績業界では商社割当に反対しむしろ即時A A制移行を主張するもの、条件付きでA A制移行に賛成するもの、中小紡を中心に採算悪化を心配してA A制移行に絶対反対するものと意見が分かれ、綿紡以外の各種紡績業界でも意見はさまざまに11月ごろになっても消極的な意見が多く、自由化の大勢には従うが猶予期間が必要だとするものが多かった。綿紡145社のうち100社程度は自由経済を経験しておらず、原綿自由化は昭和初年の金解禁に匹敵する大問題だとうけとられた。しかしG A T T東京総会などの動向を考慮した政府は、11月から通産省で繊維総合対策懇談会を開き、12月下旬の経済閣僚懇談会で61年4月からの原綿原毛A A制移行

を決定した。原綿・原毛の自由化は、無登録設備による生産の増加をもたらした。その結果製品価格が低下し、この動きは相互に代替性の強い繊維間で化繊に波及して化繊市況の悪化をひきおこし、天然繊維や化繊の斜陽化と合成繊維への重点移動をもたらした。自由化は繊維産業における過剰設備の切捨てとFA制によってなお維持されていた弱小資本の淘汰をもたらしたのである。このように、繊維業界への自由化の影響は、外国からの直接的な競争圧力によるものはほとんどなく、むしろ国内同業者間の競争激化による影響の方が大きかった。

石油については、競合産業である石炭産業の保護のため1955年8月に重油ボイラー設置制限臨時措置法が制定され、重油の国内販売量は制限されていた。同時にそのことによって、国内石油価格は大幅に割高に設定され、石油精製会社に独占的な保護が与えられることになっていた。こうして同法の失効する63年10月までは自由化困難で外貨割当制度を実施せざるをえないものとみられ、60年6月の自由化計画大綱でも「所要の時日をかけて自由化」あるいは「自由化は相当期間困難」という位置づけで、63年秋の石炭産業合理化計画完了予定をまって検討することとされていた。61年IMF対日年次協議後の自由化半年繰上げ62年10月90%の閣議決定にあたり、政府は自由化率90%達成のためには石油を自由化品目に含めることが必要であるとの見解を明らかにし、同時に関連の深い石炭も自由化する意向を示した。この結果原油は62年10月に自由化され、航空揮発油は63年下期、液化石油ガス・揮発油・灯油は64年上期に自由化された。軽油と重油は64年4月から数量割当制度に改められ、のち72年4月に自由化された。自由化によりシェア拡大のための販売合戦が起こるであろうと予想されたが、実際には62年11月の石油業法による石油標準価格制度の発動と、62年下期以降の同法による生産調整標準、さらに石油審議会による設備増設計画調整により、シェア競争は抑制された。製品自由化に備えて製油所規模を拡大し日産10万バレル級の製油所建設が次々に計画され、コストダウンをめざした。他方、61年7月の原油輸入自由化決定により石炭産業は決定的打撃を受け、61年に一次エネルギー供給構成比で石油・石炭がともに39.9%で並んで以来急速に減退を続け、重油価格の低下と流体エネルギーとしての有利性により電力業など需要業界は次々に重油利用に転換し、石炭は価格競争力をまったく失って過剰人員整理と閉山への道に追い込まれていった。

乗用車は、自由化率が93%に達した65年10月にいたってようやく自由化された。40%におよぶ高率関税と厳格な輸入制限に保護され、自由化計画大綱でも「所要の時日をかけて自由化」の部類にいれられていた。61年4月にバス・トラックなど乗用車以外の自動車部門は30%の輸入関税をつけて自由化された。61年5月に通産省は63年春に乗用車を自由化したいとの方針を明らかにし、62年9月に産業構造調査会に乗用車政策特別小委員会を設けて自由化対策を検討した結果、12月に64年度末に自由化するとの答申が出された。63年3月には自動車や自動車タイヤ部門を対象を含む特定産業振興臨時措置法案が国会に提出され、企業提携や合併にむけての体制金融などを含めて各種の競争力強化対策がとられた。フォルクスワーゲンなど欧州中型車との競争が意識され、62年には生産規模増大のため日産追浜・プリンス村山・いすゞ藤沢など乗用車専門組立工場がつぎつぎに建設され、同時に部品メーカーに対しコストダウンへの強力な要求がなされた。63年下期から乗用車の輸入割当枠は徐々に拡大され、同年9月と64年6月に国産車価格は10%ほど引き下げられた。63年下期から64年上期には自由化繰上げ論も出たが、特振法案が廃案となって外資との提携・販売競争の激化・部品メーカーへのしわ寄せなどの諸問題をふくめ乗用車政策の練り直しが行われ、欧州諸国の差別的輸入制限の削減交渉の切り札として乗用車自由化を用いることとの関連で65年3月自由化は見送られた。65年5月に日産自動車とプリンス工業の合併が発表された際、9月実施の方針も表明されたが、結局完成乗用車と部品の自由化を切り離した上で65年10月から自由化が実施された。部品の自由化と資本自由化はのち71年になって行われた。

電子計算機については、相対的に競争力の強い日本の電機産業のうちで、出力20万キロワット以上の大容量火力発電機と並んで問題機種とされ、また将来の産業構造の中樞神経にかかわる産業としてとくにその保護が重視された。IBMなど外資メーカーから国産各社を保護するため、通産省は外国製電算機を導入しようとする各社に対しなぜ国産電算機ではいけないかについての詳細な説明を要求し、かつ唯一の外国メーカーである日本IBMの日本国内生産を強力に制限するなど、徹底的な保護が行われてきた。国産各社の共同出資によるレンタル会社日本電子計算機の設立など国産機普及対策がとられ、61年の輸入機120台・国産73台に対し62年は輸入207台・国産207台と国産比率を上昇させ

た。68年12月の第1回日米残存輸入制限協議会以降、アメリカは電算機の自由化を強く要求しつづけ、71年7月には佐藤首相は日米友好関係の維持のため電算機の自由化を準備するよう指示するにいたり、これをうけて電算機関係の第1次自由化方針が決定された。資本自由化については電算機と情報処理産業はネガティブリストに残すが、後者については3年後に自由化するものとし、輸入自由化については電算機関係輸入の約5割に当たる周辺装置を72年2月から自由化することとした。71年9月の日米経済委員会でアメリカ側は牛肉・オレンジの自由化ができないなら72年1月までに電算機の完全自由化をせよと要求した。71年12月の日米ホノルル協議と72年1月のサンクレメンテ日米首脳会談でも強力な自由化要求があり、4月から電算機関係関税の1割引き下げが行われた。同年7月の日米箱根会議で自由化の基本方針を明かにし外国製電算機の国内でのシェアが46%から50%になるよう輸入枠を拡大することとしたが、73年2月の日米事務レベル会議でも電算機自由化がひきつづき問題となった。73年4月に第2次自由化方針が決定され、電算機については75年12月に、IC産業については74年12月に100%資本自由化し、ソフトウェア産業については74年12月に50%、76年4月に100%資本自由化し、200素子未満のICは即時輸入自由化することとした。同年6月にはさらに第3次自由化方針が決定され、電算機本体、記憶機・端末機などの周辺装置、電算機部品を75年中に、200素子以上の集積回路を74年中に自由化することを決定し、電算機の自由化は完了した。

以上みてきたように、日本は貿易自由化にあたりまず原料コストの引き下げをはかり、ついでエネルギーコストの引き下げに進み、この間に主流産業にとって重荷となっている斜陽産業を切り捨て、他方将来の産業構造の中核部分を構成しうる産業については十二分の保護を与えて自動車産業や電算機産業を育成し、アメリカからの強力な圧力を受けてからようやくこれらの産業の自由化に踏み切った。閉鎖経済から開放経済への移行を意味する貿易自由化は、当初、「第二の黒船」・「第二の開港」と恐れられた。閉鎖経済から開放経済への移行という意味では、自由化は開港だけでなく「金解禁」にも、「ドッジ・ライン」の実施にもよく似た性格を持っている。対外開放は、国際競争に対処するための国内企業の合理化を強制する。貿易自由化の場合には国際競争に対処するために国内の独占度を強化して対抗しようとする政策も繰り返し試みられた

が、結局のところこれらの政策はさして成功を見せず、むしろ自由化はおおかれすくなかれ独占を弱め、競争を激化させることによって産業発展を加速した。将来の成長産業に対する手厚い保護政策の継続の効果も忘れるべきではないが、第2の開港としての貿易自由化はこうして対外競争を契機とする国内競争の激化をもたらすことにより、戦後日本の重化学工業発展の産婆役をはたすことになったのである。

参考文献

- 『エコノミスト』別冊「特集“自由化”の経済学」毎日新聞社、1960・4・10
- 日本マーケティング協会編『貿易自由化と日本企業』日本生産性本部、1960・4
- 金融財政事情研究会『自由化と日本産業の課題』同会、1960・5
- 「『貿易・為替自由化計画大綱』について」（東海銀行『調査月報』第157号、1960・8
- 今井則義編『貿易自由化と日本資本主義』大月書店、1960・11
- 吉村正晴『自由化と日本経済』岩波新書、1961・1
- 池内信行『貿易自由化論』法律文化社、1961・9
- 日本経済新聞社編『貿易自由化の実態』同社、1962・10
- 加藤誠一・三瀨信邦『自由化と中小企業』至誠堂、1962・11
- 『通商産業研究』第10巻第11号、1962・12
- 日本経済新聞社編『八条国への道—貿易・為替自由化のすべて—』同社、1963・4
- 日本経済新聞社編『完全自由化と日本産業—問題産業の現状と将来—』同社、1963・7
- I M F『資本自由化と日本』東洋経済新報社、1968・5
- 『税関百年史』下巻、日本関税協会、1972・11
- 『経済団体連合会三十年史』同会、1978・5
- 小宮隆太郎「貿易と貿易政策：1955～84年」（同『現代日本経済』東京大学出版会、1988・11
- 仙波恒徳・横倉尚「貿易及び資本自由化の進展」（通商産業省編『通商産業政策史』8、第Ⅲ期高度成長期(1) 1991・5)